

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条
並びに会社法第801条第3項第2号に定める書面)

住友電気工業株式会社

株式会社オートネットワーク技術研究所

吸収分割に係る事後開示事項

大阪府中央区北浜四丁目5番33号
住友電気工業株式会社
代表取締役 井上 治

三重県四日市市西末広町1番14号
株式会社オートネットワーク技術研究所
代表取締役 執行役員社長 平井 宏樹

住友電気工業株式会社（以下、「分割会社」といいます。）と株式会社オートネットワーク技術研究所（以下、「承継会社」といいます。）とは、分割会社・承継会社間において2023年8月10日付で締結した吸収分割契約書（以下、「本分割契約書」といいます。）に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、分割会社が分割会社の自動車関連分野における開発マーケティングに係る事業のうち、CAS-EV開発推進部が従事する事業（以下、「本件事業」といいます。）に関して有する本分割契約書所定の権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に規定する事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 本件分割が効力を生じた日

2023年10月1日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（株主による差止請求）

本件分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、株主による差止請求の対象ではありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本件分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

分割会社においては、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者異議手続）

本件分割に基づく承継会社による分割会社からの債務の承継については、重疊的(併存的)債務引受けの方法によっており、会社法第789条第1項第2号の規定に該当する分割会

社の債権者はいないため、該当事項はありません。

3. 承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（株主による差止請求）

承継会社の株主は、分割会社及び分割会社の子会社である住友電装株式会社であるところ、当該株主による差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本件分割は、会社法第796条第1項本文に規定する略式分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過（債権者異議手続）

承継会社は、会社法第799条第2項に基づき、2023年8月25日付の官報及び個別催告により承継会社の債権者に対して、本件分割に対する異議申述の公告及び催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2023年10月1日をもって、分割会社から、本分割契約書に記載された権利義務等を承継しました。承継会社が分割会社から承継した資産の額は1,440百万円（概算値）であり、負債は承継しておりません。なお、本件分割による雇用契約の承継はありません。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2023年10月2日（予定）

6. その他本件分割に関する重要な事項

分割会社は、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」（平成12年法律第103号。以下、「労働契約承継法」といいます。）第7条に基づき、労働者の理解と協力を得るよう努め、「商法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第90号）附則第5条に基づき、労働者との協議を行い、また、労働契約承継法第2条第1項及び第2項に基づき、2023年8月24日付で労働者及び労働組合に対して本件分割に関する通知を行いました。異議の申し出はありませんでした。

以上